

報告第2号

水道事業会計建設改良費予算の繰越しについて

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定に基づき、令和6年度山陽小野田市水道事業会計建設改良費予算を繰り越したので、同条第3項の規定により次のとおり報告する。

令和7年5月23日提出

山陽小野田市長 藤田剛二

令和6年度山陽小野田市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		翌年度 繰越額 に係る 繰越を 要する たな卸 資産の 購入限 度額	説明
						損益勘定 留保資金	不用額		
1資本的支出	1上水道 建設改良費	浄水場施設整備事業 ・天日乾燥床新設に伴う用地調査業務 配水管改良事業 ・下水道工事に伴う西の浜刈屋線及び 西の浜大浜線配水管改良工事 ・測量基準点復元業務	円 786,322,000	円 698,501,932	円 70,000,000	円 70,000,000	17,820,068	円 0	地権者との協 議及び他事業 との調整 等

令和6年度中に支払義務が発生しなかった建設改良費中の上記事業費のうち、7,000万円を地方公営企業法第26条第1項の規定により、次年度に繰り越して使用することとし、同条第3項の規定により議会に報告するもの。